

社団法人 静岡県建築士会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人静岡県建築士会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県静岡市葵区御幸町9番地の9に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、建築士の品位の保持と技術の向上及びその業務の進歩改善を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築士の資質及び社会的地位の向上を図るための事業
- (2) 建築士の技術の向上及び業務の進歩改善に関する事業
- (3) 建築士制度の普及啓発及びその改善に関する事業
- (4) 官公庁等からの建築に関する調査研究及び建築士試験業務の受託
- (5) 建築士法に基づく二級建築士及び木造建築士の登録・名簿閲覧事務
- (6) 建築士法に基づく一級建築士の登録・名簿閲覧受付事務並びに構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付申請の受付事務
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 静岡県内に住所又は勤務場所を有する建築士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、及びこの法人の事業を賛助するため入会したもの

(入 会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員となろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければ

ならない。

2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第9条の2 既に納入した会費、入会金その他の金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第10条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 3人

(3) 常務理事 3人以上6人以内

(4) 理事(会長、副会長及び常務理事を含む。) 15人以上20人以内

(5) 監事 3人以上5人以内

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、理事会の議決に基づきこの法人の会務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第13条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、正会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任をすることができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を

書面で通知するとともに、解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(顧問及び相談役)

第14条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱し、この法人の運営に関する重要な事項について会長の諮問に応ずる。

3 相談役は、この法人の発展に寄与した者のうちから会長が委嘱し、この法人の運営について相談に応ずる。

(事務局)

第15条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会 議

(会議及び会期)

第16条 会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回5月に、臨時総会は随時必要なときに開催する。

3 理事会は随時必要なときに開催する。

(会議の構成)

第16条の2 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長、常務理事その他の理事をもって構成する。

(会議の権能)

第 17 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の招集)

第 18 条 会議は、監事が民法第 59 条第 4 号の規定に基づいて招集する場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があった場合には請求があった日から 10 日以内に臨時総会を、理事の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合には請求があった日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも 5 日前までに構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第 18 条の 2 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第 19 条 会議は、総会にあっては正会員の 3 分の 1 以上、理事会にあっては理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第 20 条 会議の議決は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

第 21 条 やむを得ない事由により会議に出席できない正会員または理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面で表決し、または代理人に委嘱することができる。この場合は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 22 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項

- (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した構成員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第23条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第24条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(事業年度)

第25条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第27条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体又は静岡県に寄附する。

第7章 雑 則

(委 任)

第30条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(定款施行)

1. この定款は昭和32年9月1日より施行する。
2. この定款を施行するについて必要な事項は理事会の同意を得て会長が定める。
3. 昭和32年9月1日の臨時総会において選出された役員の任期は、第19条の規程にかかわらず昭和33年度の通常総会開催日までとする。
4. 定款第6条の改正規程は昭和38年4月1日から施行し、昭和37年度中の正会員会費については従前の例による。
5. 定款第6条の改正部分は公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。
6. この定款は公布の日から施行する。ただし第6条第1号の改正規程は昭和43年4月1日から適用する。
7. この定款は昭和47年10月1日から施行する。ただし第6条の改正規程は昭和48年4月1日からとし、同条第1号につき昭和48年3月31日までは年額3,600円とする。
8. 定款第6条第1号の改正規程は昭和52年4月1日から施行する。(年額7,200円)
9. 定款第6条第1号の改正規程は昭和55年4月1日から施行する。(年額8,400円)
10. この定款の一部改正は、静岡県知事の認可を得た日から施行する。(58.10.12認可)
11. この変更は、静岡県知事の認可があったときに効力を生ずる。(平成元年11月20日建第383号認可)
12. この変更は平成21年7月9日から施行する。